

## 中小企業等経営強化法とは？

中小企業等経営強化法という法律を知っていますか？

これは平成28年7月1日に施行された法律です。政府が中小企業等へ生産性向上へ役立つ取組みを分かりやすく提供し、自社の生産性を向上させる取組みを示す**経営力向上計画**を策定した中小企業等を支援しようというものです。

## 制度の利用の流れ

【中小企業庁HPより】

【支援措置】

- ・生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置（3年間1/2に軽減）や中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- ・計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- ・認定事業者に対する補助金における優先採択

国  
(事業分野別の主務大臣)

申請



認定



経営力向上計画  
中小企業者等  
中小企業・小規模事業者  
中堅企業

申請のサポート

経営革新等支援機関  
例  
・商工会議所  
・地域金融機関  
・士業等の専門家 等

経営力向上計画は、現状認識、目標、経営力向上のために実施しようとしている内容、その他計画実行のための必要な資金、設備などを記載する用紙2枚となっており、手続きも簡素化されています。また、申請にサポートとして経営革新等支援機関の計画策定支援を受けることが出来るので利用しやすくなっています。

## 支援措置の内容

- ①税制措置…固定資産税が3年間半分に軽減、法人税（個人事業主の場合は所得税）について、即時償却又は取得価格の10%の税額控除（平成29年4月1日から平成31年3月31日の間）。※同時利用はできず、いずれかの措置を受けることが出来る。
- ②金融支援…政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることが出来る。